

海外証券先物取引ルール

■海外証券先物取引

◆海外証券先物取引口座開設基準

以下の要件をすべて満たし、当社のルールを遵守し海外証券先物取引の節度ある利用が行えるお客さまに限り、海外証券先物取引口座開設を申し込ただけです。

- (1) 既に当社に証券口座を開設していること
- (2) 既に当社の先物・オプション口座を開設している、または海外証券先物取引口座申込と同時に先物・オプション取引口座(国内)を申し込ただけこと
- (3) インターネットを利用できる環境にあること
- (4) 申込の段階で十分な金融資産があること
- (5) 電子メールアドレスをお持ちであること
- (6) 常時連絡が取れる連絡先が登録されていること
- (7) 海外証券先物取引または外国為替証拠金取引の取引経験あるいは、1年以上の株式投資経験があり、海外証券先物取引に関する十分な知識があること
- (8) 海外証券先物取引の口座開設等に必要な書類等の内容を理解し、すべて差し入れていただくこと
- (9) 20歳以上であること

※ 法人口座のお客さまは上記(4)の要件は適用せず、「当社預かり資産が1,000万円以上あること」を要件とします。

※ 登録の連絡先(電話番号等)が不通となりご連絡が取れない際には、新たに連絡先が登録されるまで取引を制限させていただく場合がございます。

※ 年齢が「70歳以上」またはご登録の職業が「パート・アルバイト」「主婦」「学生」の場合、お預かり資産等の状況を含め電話審査いたします。なお、審査の結果ご意向にそえない場合の理由については開示できません。

【重要】

海外証券先物取引口座開設申込をしていただくにあたっては、「外国証券取引口座約款」「海外証券先物取引の契約締結前交付書面」「海外証券先物取引取扱規定」「海外証券先物取引口座設定約諾書」の内容をご理解・ご同意いただいたうえで、「海外証券先物取引口座設定約諾書」を差し入れ(電磁的方法を含む)ていただく必要があります。

● [海外証券先物取引取扱規定](#)(PDF形式)

◆海外証券先物取引取扱商品と売買

海外証券先物取引口座を開設いただいたお客さまは以下のお取引をご利用いただけます。

- ・ CME®(シカゴ・マーカンタイル取引所)に上場する CME 日経 225 先物取引(円建て) <以下、「先物取引」といいます。>の、3・6・9・12 限月のうち直近 2 限月について、新規の売買注文、および返済の売買注文が可能です。
 - * 例)9 月末日のお取引では、その年の 12 月限と翌年の 3 月限が取引対象となります。

◆先物取引のお取引基本ルール

・商品名称および原資産

CME 日経 225 先物取引(円建て)

日経平均株価を原資産とする取引で、CME®(シカゴ・マーカンタイル取引所)に上場する株価指数先物。

1 枚あたりの約定代金は、約定単価の 500 倍となります。

* 大阪取引所で取引される「日経 225 先物取引」は約定単価の 1,000 倍、「日経 225mini」は 100 倍となります。

・取引の期限

CME 日経 225 先物取引は、3 月、6 月、9 月、12 月の第二金曜日(休業日にあたる場合は、順次繰り上げる。)の前営業日(CME 日経 225 先物取引(円建て)の取引日)に終了する取引日を取引最終日とする取引(以下、「限月取引」といいます。)に区分して行います。取引時間は、取引日の計算は土日と CME®(シカゴ・マーカンタイル取引所)の休業日を除いた日の、日本時間 07:00(米国標準時間の場合は 08:00)から翌朝 06:15(米国標準時間の場合は 07:15)までを 1 取引日(営業日)とします。

・取引日時

日本の土曜日・日曜日と CME®(シカゴ・マーカンタイル取引所)の休業日を除いた日となります。営業日は、ホームページでご確認ください。

・取引時間

取引時間は、原則として、日本時間 20:00 から翌朝 6:15(冬時間の場合は 7:15)までです。

・注文受付時間

原則 24 時間可能です。(サイトメンテナンス等の時間を除きます)

・取引可能チャネル

パソコン向け: SSL のみ

・受渡日

約定日+3 営業日となります。

(国内の先物・オプション取引[約定日+1 営業日]とは異なります)

・注文期限

最大3週間可能です。ただし、取引所の指定する値幅(制限値幅とプライスバンディング[後述])を超えた注文は失効扱いとなります。

・注文の引継ぎ

CME 日経 225 先物取引終了時に未約定の注文は、国内の日経 225 先物や日経 225mini には引き継がれません。(原資産は同じですが、商品が相違します)

・取引手法

国内の先物取引と同じオークション取引ですが、ストップ配分は行われません。

・基準値段・制限値幅

前営業日の清算値を基準に、当日の制限値幅が適用されます。

当該限月の売買最終日のみ、制限値幅が上下とも無制限となります。また、市況や外部環境の急激な変化により、必要に応じて制限値幅の変更をすることがあります。

前日の CME 清算値	制限値幅
20,000 円以下	上下 1,000 円
20,005 円以上、30,000 円以下	上下 1,500 円
30,005 円以上	上下 2,000 円

・呼値

5 円刻み。

・注文方法【重要】

指値、逆指値、W 指値、±指値、リレー注文、U ターン注文をご利用頂けます。

なお、各種自動売買における成行注文の指定はできません。

指値可能範囲、約定範囲にそれぞれ制限があります(国内取引所の取引と異なります)。制限を超過した注文は、受託されませんのでご注意ください。詳細は取引ルールをご確認ください。

※CME 日経 225 先物取引では、プライスバンディング(発注価格帯の領域を規制するルール)が採用されており、以下のルールに反する場合はエラーとなります。[平成 21 年 9 月現在]

買指値の上限は、直近約定値、または、最良買気配から+120 円まで

売指値の下限は、直近約定値、または、最良売気配から-120 円まで

上限・下限は、制限値幅以内であること。

・取引規制

(1)外国金融商品市場が取引に異常があると認める場合またはそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置が取られることがあります。

- a. 制限値幅の変更
- b. 取引時間の変更
- c. 証拠金額の引上げ
- d. 証拠金額の掛け目の引上げ
- e. 決済日時の繰り上げ

f. 注文発注の制限

g. 建玉制限

h. 市場の閉鎖

(2)当社内での未決済建玉残高が急激に増加して一定水準を越えた場合等、取引の状況によっては、当社独自の判断によって、次の規制措置が取られることがあります。

a. 必要証拠金計算時の「SPAN 証拠金」に対する掛け目の引上げ(最大 200%まで)

b. 建玉上限数の変更

c. 注文発注の制限(返済注文も含む)

d. 取引の一時停止

・禁止事項【重要事項】

両建て取引は、禁止です。

CME 日経 225 先物取引(円建て)のクロス取引は禁止されています。

クロス取引を発生させる可能性のある注文については予め受託制限をかけておりますが、注文状況の変更等により事後的にクロス取引が発生する可能性が生じた場合においては受託した注文を失効させる場合があります。

・当社の取次先【重要事項】

当社は外国金融商品市場の清算参加者ではないため、お客さまから受託した注文を、CME®(シカゴ・マーカンタイル取引所)の清算会員である外国金融商品取引業者へ取次いでいます。

・取引所による取消、訂正【重要事項】

CME®(シカゴ・マーカンタイル取引所)では、直近の価格から大きく乖離した値付けが行われた場合などに取引所の判断で、約定の取消または約定価格の訂正を行う場合があります。その場合には、当社は、外国金融商品市場等の措置に従い、お客さまの注文の約定の取消または約定価格の訂正を行います。

取引所の判断により取消または訂正されたことにより生じるお客さまの損害について、当社はその責を負わないものとします。

特に、期先の限月のお取引をなさる場合には十分にご注意ください。

当社の故意または重過失がある場合には、この限りではありません。

・免責事項【重要事項】

(1) CME 日経 225 先物取引は、SLA 制度(サービス品質保証制度)の適用対象外の商品です。

(2) 外国金融商品市場の清算会員である外国金融商品取引業者にお客さまから受託した注文を取次ぎます。外国金融商品市場への発注は、外国金融商品取引業者が行います。

(3) そのため、当社がお客さまの注文を外国金融商品市場の清算会員である外国金融商品取引業者に取次いだ場合には、外国金融商品取引業者側の原因によって注文の市場への発注が遅延した場合や市場への発注が行われない場合でも、当社のシステム障害にはあらず、責任を負いません。

◆海外証券先物取引の建玉数制限

CME 日経 225 先物取引の建て玉の上限は、売り建て玉、買い建て玉それぞれ新規建注文と既存の建て玉の合計で 50 枚までです。

◆海外証券先物取引の決済方法

CME 日経 225 先物取引の決済方法は、転売または買戻しによる決済(反対売買による決済)と権利行使による決済(最終決済)があります。

◆反対売買による決済

買建ての場合には転売、売建ての場合には買戻しすることによって決済する方法です。

◆SQ による決済(最終決済)

取引最終日を過ぎて未決済建て玉がある場合は、SQ(特別清算指数)値に基づいて決済されます。SQ(特別清算指数)値は、大阪取引所公表数値が使用されます。決済代金は、下記の通りです。

【CME 日経 225 先物取引】

売建て玉の場合…決済代金 = (建単価 - SQ 値) × 建数量 × 500 - (手数料 + 消費税)

買建て玉の場合…決済代金 = (SQ 値 - 建単価) × 建数量 × 500 - (手数料 + 消費税)

◆証拠金

CME 日経 225 先物取引の新規建てを行う場合には、あらかじめ当社にて計算された証拠金が必要です。証拠金額が「海外先物取引可能額」の範囲内であれば、先物取引の新規建ての発注が可能となります。複数の先物取引の新規建てを行われる場合は各々について証拠金が必要となります。

◆必要証拠金

必要証拠金額は CMESPA 証拠金額に 110% を乗じた額からネット・オプション価値の総額を差し引いた額以上となります。【必要証拠金額 = (CMESPA 証拠金額 × 110%) - ネット・オプション価値の総額】* (重要) 必要証拠金の掛け目は、市況動向・外部環境・当社事由等で変動します。

CMESPA 証拠金額は、理論上相殺できる損失額を差し引いて、相場変動等によるオプション取引の建て玉全体で損失する可能性のある金額です。ネット・オプション価値の総額は、オプションが権利行使された場合に生じるリスクをカバーするために考慮するもので、買いオプションの価値の総額から、売りオプションの価値の総額を差し引くことにより求められます。

※CME SPAN 証拠金につきましては、下記をご参照ください。

● [Q&A SPAN® 証拠金とは何ですか？](#)

◆証拠金について

差し入れていただく証拠金は原則現金となります。(国内の先物・オプション取引とは相違しますので証拠金計算の際には、十分にご注意ください。)現金の掛け目は100%です。

◆証拠金の事前差し入れ

海外証券先物取引においては、発注時に海外証券先物取引口座の証拠金勘定に、必要証拠金額を、あらかじめ差し入れていただく必要があります。海外証券先物取引のご注文は、お客さまが事前に当社に差し入れている証拠金勘定の残高および証拠金の額、海外証券先物口座内におけるCME日経225先物取引の建玉の損益状況に加えて、国内の先物・オプション口座内における先物・オプション建玉の損益状況や当社におけるその他のお取引状況等によって計算された海外証券先物取引可能額の範囲内でお受けいたします。

◆証拠金不足(追証)の解消および優先順位【重要】

取引の結果、証拠金不足が生じた場合には、必要証拠金額を回復するに足る追加差し入れが必要となります。追証の差し入れ期限は追証発生日(その日がCME日経225先物取引の休場日にあたる場合は、その後の直近営業日)の19時です。追証期限までに追加証拠金の差し入れが当社にて確認できなかった場合、当社の任意でお客さまの計算により発注済の全注文は取消され、海外証券先物口座の全建玉を決済します

※ 先物取引における評価損および諸経費等の現金による証拠金が必要となる額については、有価証券による代用は行えません。必ず現金で差し入れていただきます。

※ 現金による証拠金の差し入れは、入金振替先を「証拠金」に設定している場合を除き、ご入金後、お客さまご自身で、お預かり金から証拠金に振替えていただく必要があります。

※ 証拠金不足が解消するまで証拠金を差し入れることができない場合は、期限までに海外証券先物取引の全建玉を返済してください。建玉の一部返済では、証拠金不足は解消しません。

※ お客さまが現金の寄託先の変更を希望される場合は、お客さまご自身で現金の振替処理(お預かり金→証拠金勘定、もしくは、証拠金勘定→お預かり金)をご指示ください。

※ 現物株式等のお取引において立替金が発生した場合、証拠金不足などの場合を除き、引出可能額の範囲内で証拠金からお預かり金への振替を当社の任意で行う場合があります。

◆証拠金勘定での現物株式の買付

証拠金勘定の現金にて現物株式を買い付けることは、「証拠金代用買付可能額」の範囲内にて可能です。ただし、海外証券先物口座では代用有価証券の利用ができませんので表示される「証拠金代用買付可能額」は、国内先物・オプション口座における証拠金代用有価証券の証拠金換算率や未決済買付代金等を考慮したものです。買い付けた現物株式は受渡日に証拠金代用有価証券として国内先物・オプション口座内では評価されます。

◆証拠金不足未解消の場合の強制返済について

追証の差入れ期限までに証拠金不足が解消されない場合は、期限当日の 20:00 を目処に海外証券先物口座の全建玉を当社の任意でお客様の計算により約定しうる価格にて強制決済(反対売買)させていただきます。当該決済により決済代金不足となる場合は、直ちに不足額をご入金いただきます。万一、ご入金いただけなかった場合は、当社の任意でお客様の計算により、その他のお預かり株券等を決済し不足額に充当させていただきます。さらに、不足が生ずる場合においてご入金頂けない場合には、遅延利息を請求させて頂く場合もございますので、くれぐれもご入金期日は遵守くださいますようお願いいたします。

◆証拠金の解放(リアルタイム SPAN®対応)

海外証券先物取引において建て玉に対して反対取引をした場合、その建て玉分の証拠金は取引時間中に即座に解放されます。従って、新たな新規建て玉に必要となる証拠金に即座に活用することができます。この、証拠金の解放では発注済みの未約定注文(注文中)も算出の対象となりません。

◆値洗いについて

建玉は、CME 発表の CMESpan リスクパラメーターを基準として、CME 取引終了後に値洗い計算を行います。当日の値洗いの結果生じた前日との差額は、受入証拠金に加減されます。ただし、計算上の利益の払い出しはできないものとします。また、お客様の受入証拠金の総額が必要証拠金額を下回った場合には追加証拠金を差し入れが必要となります。

◆海外証券先物取引のサーキットブレーカー制度

相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないように、中心限月(最も出来高が多い限月)の月末最終営業日における清算値を基準に商品ごとに一日の制限値幅が決められます。決められた制限値幅が翌月の CME®(シカゴ・マーカンタイル取引所)の当該商品の全限月に適用されます。

前日の CME 清算値	制限値幅
20,000 円以下	上下 1,000 円
20,005 円以上、30,000 円以下	上下 1,500 円
30,005 円以上	上下 2,000 円

※シカゴ・マーカンタイル取引所のサーキットブレーカー制度は大阪取引所の定めるサーキットブレーカー制度と異なります。

◆CME®(シカゴ・マーカンタイル取引所)および CFTC(米商品先物取引委員会)への報告書提出

CME 日経 225 先物取引の保有建玉が 25 枚以上となると、当社はお客さまに代わってお客さまの個人情報を含んだ報告書を提出します。また、CME 日経 225 先物取引の保有建玉が 75 枚以上となると、お客さまご自身で報告書を作成し CME®(シカゴ・マーカンタイル取引所)および CFTC(米商品先物取引委員会)へ提出して頂く場合があります。

◆海外証券先物取引の禁止・解除

1. お客さまが、関連法令・諸規則等、当社規定、海外証券先物取引ルール、「海外証券先物取引口座設定約諾書」および「海外証券先物取引の契約締結前交付書面」に定める事項に違反した場合、その他やむを得ない事由が生じた場合には、当社は直ちにお客さまの海外証券先物取引のご利用を禁止するまたは海外証券先物取引口座を解除させていただきます。
2. お客さまが当社所定の手続きにて、当社へ海外証券先物取引口座の解約を申し出た場合。ただし、お客さまの海外証券先物取引に係る未決済建玉が残存する場合にはこの限りではありません。
3. 上記の解除手続きのために、当社はお客さまの取引注文を任意で取消を行うこと、また一時的にお客さまの取引を制限することができるものとします。

◆海外証券先物取引の再開

お客さまが、すべての建玉を決済されてから新たに海外証券先物取引を行わないまま、もしくは海外証券先物取引口座を開設されてから海外証券先物取引を行わないまま 1 年を経過した場合は、再度「海外証券先物取引の契約締結前交付書面」の内容をご確認いただいたうえで、海外証券先物取引を再開していただけます。

※海外証券先物取引の価格は、対象とする株価指数の変動等により投資元本を割り込みまたは投資元本以上の損失を被ることがあります。お取引に際しては、海外証券先物取引の契約締結前交付書面をよくお読みください。

(2015 年 6 月)